

平成23年度事業計画

第1 事業計画策定基調

昨年のわが国経済は、前半において世界経済の回復を受け、景気が持ち直す展開も見られ、後半は円高や海外経済の減速の影響に加え、エコカー補助金や家電エコポイントなどの期限切れで景気の停滞感が強まった。新年は補正予算による緊急総合経済対策などの効果やアジア諸国の経済、欧米の景気回復などを受け、わが国経済の回復が期待される場所である。これを受けて平成23年度の日本経済は、停滞局面がしばらく続いた後、穏やかに回復していくものと見込まれているが、経済の活動水準は需要が生産能力を下回る状態が続くため必ずしも楽観できる状態ではない。

また、本年1月から始まった中東・北アフリカ地域の政治改革の動きは、2月中旬から産油国リビアにも波及し、原油の供給リスクが顕在化したことから原油価格が暴騰しており、波乱の長期化も想定されていることから、経済の下ぶれリスクも喧伝されており、私たちトラック業界にとっても燃油価格の暴騰が、経営を直撃する恐れが強まっている。

さらに、昨年度末3月11日に発生した、日本観測史上最大のマグニチュード9.0にも及ぶ東日本大震災は、付随した福島第一原子力発電所の原発事故と併せ、未だ被害の全貌さえ明らかになっていないが、直接の損害額が約10兆円と言われた阪神大震災の何倍にも及ぶことは必至であり、また、今冬も避けられないとされる電力不足、最低限の対策である放射能封じにさえ数カ月かかると言われる原発事故の影響を考慮すると、年単位の期間にわたる経済的混乱を招くことは不可避の情勢である。

このような厳しい状況の下、わが国の国民生活、産業活動のライフラインを担うトラック運送業界は、規制緩和、コストに見合った適正運賃確保や公正取引の実現などに引き続き取り組むことをはじめとして、事故防止、環境対策、法令順守、少子化時代の労働力確保など、われわれに課せられた公共的使命の達成と今後のトラック事業の発展を期して活動を展開していかなければならない。

このため、平成23年度においては、国の政治の安定と経済、景気の本格的回復を実現させるため力強い政策運営を強く要望するとともに、今後の健全な事業基盤の整備を目指して、社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）等関係団体との一層緊密な連携のもとに、以下の9項目を重点施策と位置づけ第3に記載している事業計画に基づく諸施策を積極的に推進していく。

なお、事業の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努めるものとする。

第2 重点施策

- (1) コストに見合った適正運賃確保と荷主との公正取引の実現促進
- (2) 自動車関係諸税の負担軽減・簡素化の実現
- (3) 高速道路通行料金問題への適切な対応
- (4) 運輸事業振興助成交付金の維持活用による各種対策の充実
- (5) 交通・労災事故撲滅運動及び環境・省エネ対策の積極的な推進

- (6) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底と輸送秩序の確立
- (7) 少子高齢化に対応した労働力の確保対策の推進
- (8) 中型免許を含む規制の再評価と必要な見直しの促進
- (9) 荷主等対外広報活動の強化

第3 事業計画

1. 規制改革対策事業

- (1) ①輸送秩序を混乱させるおそれのあるトラック事業に関する規制緩和については、引き続き反対するとともに、輸送秩序の確立等適正な事業執行を確保するための行政側の体制整備、法律の運用の全国均一化について、関係行政庁に対し要望を行う。
- ②中型免許制度への対応として、普通免許における運転可能な車両総重量制限の緩和(範囲の拡大)に向けて取り組みを行う。
- ③高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和について要望する。
- ④車両総重量8トン以上のトラック・トレーラの初回車検期間を2年に延長及び8トン未満のトラックについて、2回目以降についても2年に延長等を要望する。
- (2) トラック産業将来ビジョンの中間整理を踏まえ、最低保有車両台数のあり方、適正運賃収受に向けた取り組みをはじめとした許可更新制度の新設、事業許可、地域実情(人口、輸送量、物量、経済状況等)を考察し、行き過ぎた規制緩和の必要な見直しを検討する。
- (3) 国が策定するトラック産業に関する将来ビジョンの施策を積極的に推進する。

2. 道路対策事業

- (1) ①高速道路等通行料金の半額化等の引き下げ及び環境対策として国が推進している自営転換の促進を図るため営業車特別割引制度の創設もしくは大口多頻度割引の深堀等について引き続き要望する。
- ②首都高速道路・阪神高速道路について、対距離料金制度移行に伴う長距離利用者の負担が現行料金より高額とならないような措置を要望する。
- ③本州四国連絡道路について、全国一律の料金制度とネクスコ高速道路会社と同様となるよう大口・多頻度割引の拡充等を要望する。
- (2) ①高速道路無料化に伴う交通流の影響及び新たな料金割引制度の導入の影響等について調査を実施する。
- ②環状道路や車両の大型化及びトレーラ化に対応した道路ネットワークの整備促進、都市内輸送の円滑化に資する施設の整備等物流バリアフリー化に向け要望する。

3. 軽油価格変動対策事業

- (1) ①トラック運送業における燃料サーチャージガイドライン、下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて積極的な活用の推進を図る。

- ②軽油価格変動対策については、(i)軽油価格変動抑制のための環境整備について関係行政庁に対して要望する。(ii)燃料費変動に対応した再生産可能な適正運賃への理解促進と標準運賃の活用、独占禁止法特殊指定の積極的な活用を促進する(iii)トラック事業をめぐる各種負担軽減のための措置等について引き続き関係行政庁等に対し要望する。
 - ③荷主関係団体等に対して、トラック運送事業における軽油価格変動に対する深刻な状況への理解促進等を要請する。
- (2) ①石油製品価格の動向を調査把握するとともに、適正価格による燃料の安定供給確保を図る
- ②軽油価格変動に伴うトラック運送業界への影響について適正な把握に努める。

4. 総合物流対策事業

- (1) 貨物自動車運送事業関係法令等の遵守に資するための各種パンフレット等の配布及び周知徹底を図る。
- (2) トラック運送事業における景気動向の指標となっている景況感について調査する。
- (3) 新公益法人制度状況を調査し、移行形態等についても検討する。

5. 交通安全対策事業

- (1) 交通事故ゼロを目指すために、「トラック事業における事業用自動車総合安全プラン2009」の施策を積極的に推進し、安全輸送の確立を図るとともに、事故防止に向けた各種啓発事業をはじめとした諸事業を推進する。
- (2) 飲酒運転撲滅対策を強力に推進するため、飲酒運転に対する意識改革や点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底、アルコールインターロック装置の活用等、「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づく措置を徹底するとともに、過労運転、過積載運行、最高速度違反行為等の悪質違反の撲滅に努める。また、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントを積極的に導入するよう、運輸安全マネジメント講習会の定期的開催等会員事業者に対する啓発活動を推進する。
- (3) 大型車によるスピード超過は追突事故の大きな原因の一つになるばかりでなく、一部の事業者の違法行為によって公正な競争が阻害される要因にもなるため、「速度抑制装置の不正改造排除活動(6月を強化月間)」を実施する。
- (4) 安全意識ならびに運転技能向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」へ山口県代表選手を選考、派遣する。
- (5) 追突事故を防止するため、衝突被害軽減ブレーキや後方視野確認支援装置等のASV関連機器の導入に対して助成を行う。また、居眠り警報装置、車間距離警報装置をはじめ運転支援装置等ASV技術の活用方策を調査研究するとともに、車両の安全対策について積極的に普及を図る。
- (6) 運行管理者およびドライバー(事故惹起者を含む)の安全教育を促進するために、指定研修施設における安全教育訓練への助成を実施するとともに、車両点検講習会を開催する。

- (7) 交通安全教育を効果的に推進するため、関係機関・団体と連携して、事業主、安全管理者等が、ドライバーに対する安全指導の際活用できる「交通危険マップ」等の資料を作成するほか、他機関等の作成したドライバー指導教育資料を活用し、ドライバー教育の充実強化を図る。
- (8) 春・夏・秋・年末年始の「交通安全運動」や「無事故・無違反コンテスト150」をはじめとした各種安全キャンペーンに積極的に参加するほか、年末年始の輸送繁忙期に「正しい運転明るい輸送運動」を展開する。
- (9) 飲酒運転撲滅対策を強力に推進するため、引き続きアルコール検知器導入に対する助成を実施する。
- (10) ダンプ車両の後部バンパーの取り外し走行を排除するため、可動式突入防止装置の装着に対して助成を実施する。
- (11) 交通事故防止に資するためドライブレコーダーの導入に対して助成を実施する。
- (12) 新型インフルエンザの感染拡大に備えて、必要に応じ啓発活動を行うとともに対策を検討する。
- (13) 適性診断の受診率向上のため、「NASVAネット」の利用促進を図る。
- (14) 交通安全意識の高揚を図るため、会員事業者の従業員が、交通安全山口県対策協議会の主催する「無事故・無違反コンテスト150」のオフィスコースに参加する際の参加費の助成を実施する。

6. 環境・エネルギー対策事業

- (1) 業界の指針となる「環境基本行動計画」を推進するとともに、2020年に向けた低炭素社会実行計画への対応を図り、更に継続的な環境対策に取り組み、社会との共生を図る。
- (2) 環境対策推進のためのディーゼル車排出ガス対策として、低燃費トラック・低公害車等導入における税制・補助金等支援措置の拡充について運動を展開する。
- (3) 京都議定書目標達成計画における対策として、CO₂削減に最も効果があるばかりでなく、大気汚染物質排出削減や安全性の向上にも有効なエコドライブの普及促進（11月を強化月間）を図るため「エコドライブ推進マニュアル」及び「エコドライブ推進手帳」などを活用するとともに、「省エネ運転講習会」、「エコドライブコンテスト」等を開催し、省エネ対策を推進する。
- (4) ディーゼルエンジンがCO₂対策にとって“優等生”であることをアピールしつつ、地球温暖化対策に係る「環境自主行動計画」に基づき、目標達成のための諸施策を推進するとともに、地球温暖化防止対策についてトラック運送事業の立場から、所要の意見を述べていく。
- (5) 最新規制適合車、ポスト新長期規制適合車、ハイブリッド自動車等の低公害車の一層の普及を図るため、車両導入に対して引き続き助成を実施する。
- (6) 環境に配慮した経営を推進するため、「グリーン経営認証」の新たな取得に対して助成を実施する。
- (7) 燃費向上や排気ガス中の黒煙低減を図るため、エアクリーナー・エレメント交換

に対する助成を引き続き実施する。

- (8) 各種広報媒体を活用して環境意識の改善に向けた啓発活動を積極的に推進するほか、環境問題への取り組み姿勢を内外にアピールし、広く社会一般の理解を求める。国または地方自治体による環境に係る諸政策に対して、積極的に意見を公表するとともに、必要に応じて要望活動を行う。特に、国の法律と整合性のない条例制定の拡大には断固反対する。
- (9) 山口県、全ト協と連携して、不正（粗悪）軽油の使用防止のための諸施策を実施するとともに、石油製品価格の動向を調査把握し、適正価格による燃料の安定供給確保を図る。

7. 輸送秩序確立対策事業

- (1) 荷主等とトラック運送事業者とのパートナーシップの確立のための諸対策を図る。
- (2) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」について広く会員事業者に周知するとともに、荷主の優越的な地位の濫用防止対策を図るため関係行政庁等に適切な対応を要請する。
- (3) 貨物自動車運送事業法等関係法令の遵守徹底を期すとともに、違法行為の是正を図り、荷主企業等に対する効果的なPR活動を積極的に展開する。
- (4) 輸送秩序の維持に資するため、平成22年度に引き続き「輸送秩序確立運動」を展開するとともに、不公正取引の是正及びコストに見合った適正運賃收受問題等に関する荷主への理解促進と実施方策の検討を行うほか、輸送秩序を阻害する行為の排除に向けた意見広告等や啓発資料配付等の諸対策を積極的に講じる。
- (5) 原価意識の向上、原価管理の徹底等による経営体質の改善を図るため、啓発資料配布等の諸施策を講じる。
- (6) 輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に推進するとともに、関係行政機関との連携強化を一層緊密にして違法行為の排除に取り組む。
- (7) 輸送秩序を確立するために、「緊急調整措置」等諸対策を検討する。

8. 貨物自動車運送適正化事業

- (1) 重大事故を誘発する速度超過、過労運転、過積載運行を防止するため、事故防止・安全対策に関する指導内容の拡充強化を図る。また、平成18年10月から「運輸安全マネジメント」が導入され、すべての事業者が輸送の安全性の向上に努めることを踏まえ、巡回指導等を通じて、同制度の更なる普及啓発を図るとともに、平成23年度よりアルコール検知器の設置義務化が図られたことを踏まえ周知に努める一方、「確実な点呼の励行と乗務員に対する指導教育の徹底」を期すため、運行管理者等を対象とする広報啓発資料の配布等による諸活動を実施し、事故防止・安全対策に関する指導内容の充実強化を図る。
- (2) 社会保険等の適正加入については、平成20年7月より貨物自動車運送事業法に基づく、事業強化の際の必要項目として追加し、未加入事業者に対して行政処分を科すなど、行政処分が創設されたが、平成21年10月より、一部未加入について、従来の警告処分から直ちに車両停止処分にする等、更なる厳罰処分が科されたことを踏

まえ、引き続き、会員事業者に対する啓発パンフレット等を配布し、コンプライアンス確立に向けた周知徹底を期す一方、巡回指導等を通じて、社会保険等に係る適正加入指導を図り、社会保険制度に関する法的義務の履行について周知徹底するとともに関係行政機関に強力な指導の徹底を要望する。

- (3) 適正化事業委員会の円滑な推進のため、関係行政機関と連携を図り、適正化事業の推進に関して全国実施機関との連携を一層強化する。
- (4) 平成22年度において、初の認定15,000事業所を超えた（山口県内236事業所）、貨物自動車運送事業者の安全性を正當に評価し、公表する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）について、関係行政機関や全ト協と連携し、円滑な推進を図るとともに、更なる認知度アップに努めるため、荷主企業や国民一般等内外に対し、広報啓発活動を積極的に展開する。
- (5) 適正化事業指導員に対する全国研修会（初級研修、専門研修、特別研修）及び官民合同の地方ブロック研修会、小規模単位によるグループ研修会に加え、指導能力の向上を目的とした専門分野毎のテーマ別研修会（ステップアップ研修）に積極的に参加し、事業者が望むアドバイス及びコンサルタント的な相談業務が行える適正化事業指導員の資質の向上並びに育成に努める。
- (6) 事業所巡回指導は、新規事業者や悪質事業者など優先度に応じた、指導内容並びに巡回頻度とするとともに、評価基準の均一化と事業者評価の厳正・公平を図る。
- (7) 輸送秩序を阻害する行為の防止対策の推進と関係行政機関との連携を強化する。
- (8) 運行管理者資格取得を促進するため、運行管理者試験事前講習会を開催する。

9. 緊急・救援輸送対策事業

- (1) 大規模災害時における緊急輸送を円滑かつ適切に実施するため、緊急救援物資輸送体制を確立する。

10. 税制・金融対策事業

- (1) 軽油引取税をはじめとする自動車関係諸税の負担軽減及び簡素化に向けて、全ト協及び自動車関係団体と連携を図り、政府税制調査会等を中心とした要望・陳情活動等の積極的な運動を展開する。
- (2) 各種関係諸税の増税には断固反対するとともに、税制上の中小企業の範囲拡大等中小企業投資促進税制の恒久化その他優遇措置の創設・延長等を図る。
- (3) 自動車関係諸税、租税体系等トラック運送事業者に関する税制について、各諸税の概要、特例措置等をわかりやすく解説した冊子を配布する。
- (4) 会員事業者の資金融通を支援するため、国及び山口県が定めるセーフティーネット制度融資及び一般融資制度を会員事業所が受ける際に会員事業者が信用保証協会に支払う信用保証料について助成する。

11. 労働対策事業

- (1) 各支部での労災事故防止セミナーの開催、機関紙やポスター・リーフレットによ

る啓発活動を引き続き実施するとともに、陸災防等関係団体との連携を強化し、より一層の労災事故撲滅運動を推進し、労災保険収支改善対策に取り組む。

- (2) 過重労働による脳・心臓疾患(過労死等)、精神障害の労災認定件数が、ここ数年増加傾向にあることから、その減少に向け、過重労働による健康障害防止に関する啓発活動を強化する。
- (3) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成制度を、更に周知徹底させ、より多くのトラック運転者が受診出来るよう引き続き検診に対して助成を実施するとともに、SASスクリーニング検査、精密検査、治療と繋がるよう事業推進を図る。
- (4) ①職場におけるメンタルヘルス対策・有期労働契約法制の見直しなど労働関係法令の改正がなされた場合の対応として労災防止セミナーや冊子・パンフレット等を配布し周知徹底を図る。
②日雇い派遣を原則禁止とした労働者派遣法の改正への対応として、引越業務については適用除外業務とすること等を求めていく。
③新成長戦略における2020年までの最終目標である最低賃金「全国平均1,000円」については、トラック運送業界の経営環境、今後の経済情勢を見極めつつ、対応していく必要があるが、当面、各地域での地方最低賃金審議会の今後の動向やトラックドライバー等従業員の労働条件(賃金等)の実態を把握していく。
- (5) トラック運送業界におけるトラック運転者等従業員の労働条件(賃金等)、運行実態、及び雇用面に関する現状、課題等について全ト協と連携を図りながら調査・研究を行い、今後の事業経営に資する。
- (6) トラック運送事業の当面する労働諸問題について、物流政策懇談会等において、行政、労働組合との意見交換を行う。
- (7) 新型インフルエンザの発生に備えて啓発活動を行うとともに対策を検討する。
- (8) トラックの荷台からの墜落・転落事故を防止するため、昇降用タラップの購入に対して引き続き助成を実施する。

12. 交付金運営対策事業

- (1) 運輸事業振興助成交付金については、安全運行の確保や省エネルギー対策の推進等トラック運送業界を取り巻く時代の要請に的確に対応できるよう、適切かつ効果的な使途のあり方について検討するとともに、事業内容等の積極的情報公開など透明性の確保に努め、引き続き交付金制度の恒久化に取り組む。
- (2) トラック運送事業の近代化、合理化に資するとともに輸送力の増強を促進するため、中央近代化基金融資の斡旋を行う。
- (3) 省エネ推進及びトラックの走行に伴う環境問題の重要性に鑑み、ポスト新長期規制車の購入及び低公害車並びにEMS等購入を促進するために融資に対する利子補給助成を行う。

13. 経営改善対策事業

- (1) 中小トラック運送事業者の経営改善を図るため、中小企業診断士が行う個別企業

の経営診断について助成を実施する。

- (2) 中小トラック事業者並びに事業協同組合等による輸送効率向上とIT化を促進するため、「WebKIT」事業を推進する。
- (3) 全ト協と連携して中小トラック運送事業者の経営実態の把握と個々の経営改善への取り組みに資するため、個別企業の経営診断を行うとともに、業界の指標となる経営分析報告書を策定する。
- (4) 経営基盤を強化し、めまぐるしく変化する環境変化に適確な対応を図るため、「経営者研修会」を開催する。

14. 人材育成対策事業

- (1) 事業後継者ならびに青年経営者の育成を支援するため、次代を担う青年経営者のための各種研修事業を推進する。
- (2) 中小企業の優秀な管理者を育成するため、(独)中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学の講座受講を促進するとともに受講料の助成を実施する。

15. 消費者対策事業

- (1) 標準引越運送約款や新消費者物流関係法令(消費者契約法、特定商取引法)について、わかりやすい解説を加えた冊子等を配布することにより、周知徹底を図る。
- (2) 将来に向けて引越事業の優良性を評価する制度の具体化を図る。引越業務の品質向上を図るため、引越に携わる実務担当者に対し、「引越管理者講習」への参加を推進する。
- (3) 消費生活センターとの連携を図りながら、輸送サービス相談窓口体制を強化する。
- (4) 苦情処理への適正・迅速な対応を図る。

16. 広報対策事業

- (1) トラック輸送産業の果たす重要な役割や業界の現状、課題等について、関係行政機関並びに国民の理解を得るため、テレビ、ラジオによる広報活動に併せて、新聞各紙に必要時期にかつ効果的に意見広告を掲載する。
- (2) トラック運送事業の社会的役割への理解を求めため、「トラックの日」の各種行事等の諸活動を推進するとともに、マスコミ等の各種媒体を活用した幅広いPR活動を図る。
- (3) 会員への各種情報伝達を図るため、機関誌「山口県トラック広報」を活用し、協会の活動状況や各種助成事業案内、行政の動向等について会員事業者等に対する情報提供の充実を図る。
- (4) 会員事業者をはじめ、荷主事業者、関係行政機関等に対しトラック輸送の現状をはじめ協会の諸活動などの幅広い情報を提供するため、全ト協等の作成諸資料を活用し、啓発運動を効果的に推進する。

17. 業種別専門輸送対策事業

- (1) 専門委員会（5委員会・7部会）においては、業種別部門としての対応を図るため、輸送秩序の確立、交通安全、労災事故防止、環境対策、運賃対策等を積極的に推進する。

18. 庶務関係

(1) 表彰

各種表彰については、表彰対象資格該当者を積極的に表彰（上申、推薦）する。

(2) 予定する会議

- | | |
|-----------|-----------|
| ○通常総会 | 年1回 |
| ○理事会 | 年4～5回 |
| ○各委員会・部会 | (必要により随時) |
| ○支部事務局長会議 | (必要により随時) |